

① 件 名
石巻市妊婦歯科健康診査事業（個別健診）の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】              妊娠期は、つわりによる不十分な歯みがき、女性ホルモンの変化等により、むし歯や歯周疾患になりやすく、さらに、重度の歯周疾患は早産や低体重児出生に影響を及ぼすといわれている。              また、本市は3歳児むし歯罹患率が高く、一人平均むし歯数も多い。そのため、妊娠期からむし歯予防について取り組む必要がある。</p> <p>【目的】              妊娠期は、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの出発点であるため、歯科保健について正しい知識を身につけ、妊婦及び生まれてくる子どものむし歯予防の意識向上を図る。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】              母子保健法              歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年8月10日法律第95号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】              第4章 安心して健やかに暮らせるまち              第3節 安心して子どもを産み育てられる支援体制を確立する              （1） 子育てを支援する環境を整備する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年度 県のモデル事業「妊娠期における歯科保健対策事業」（平成27～29年度）として、              集団で講話、歯科健診、歯科保健指導を実施</p>
⑤主な内容
<p>一般社団法人石巻歯科医師会に委託して、個別健診で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施時期 平成28年10月1日～</li> <li>2 対象者 市内に住所を有し、母子健康手帳の交付を受けている妊婦</li> <li>3 受診回数 1回</li> <li>4 内 容 (1) 歯及び歯周疾患の検査（むし歯、歯石、歯肉出血、歯肉炎、歯周炎）              (2) 歯科保健指導（妊婦の口腔、食生活、口腔清掃、胎児・乳児の歯の発育等）</li> <li>5 自己負担 負担なし</li> <li>6 受診券の交付              (1) 母子健康手帳を交付している妊婦で、平成28年10月1日以降の出産予定の妊婦に、受診券を個別に送付              (2) 平成28年10月1日以降は、母子健康手帳交付時に受診券を交付</li> </ol> <p>※妊婦歯科健康診査（個別健診）は、「出産の日まで受診できる」としているが、安定期（16～27週）での受診が望ましい。</p>

<p><b>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b></p>
<p><b>【効果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦自身が自分の口腔状態を知り、出産前に口腔環境の改善が図られる</li> <li>・歯周疾患の悪化による早産や低体重児出生の予防が図られる</li> <li>・妊娠期からの歯と口腔の健康管理や子どものむし歯予防について正しい知識を身につけることで妊婦及び子どものむし歯予防の意識向上が図られる</li> </ul> <p><b>【費用】</b></p> <p>妊婦歯科健康診査委託料（平成28年度当初予算）</p> <p>一人当たり単価3,300円×485人＝1,600,000円</p> <p>※平成27年度母子健康手帳交付者数963人×受診率50%≒485人</p>
<p><b>⑦他の自治体の政策との比較検討</b></p>
<p>仙台市、岩沼市、亘理町、大河原町、柴田町、角田市、女川町、加美町、栗原市の9自治体において、個別健診で実施</p>
<p><b>⑧今後の予定及び施行予定年月日</b></p>
<p>平成28年9月 石巻市妊婦歯科健康診査事業実施要綱制定及び受診券個別送付</p> <p>平成28年10月1日 指定医療機関にて個別歯科健診開始</p>
<p><b>⑨その他</b></p>
<p><b>【周知方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳交付時にチラシで周知</li> <li>・市報・市ホームページへ掲載</li> <li>・市内産婦人科等に周知チラシ配置</li> </ul>